

収入と所得の種類

税では、「収入」と「所得」は別の意味を持ちます。収入金額とは、給与や賞与の合計額のこと、いわゆる年収を指します。一方、所得金額とは、収入金額から必要経費等を引いたものを指します。課税の公平を期するために所得の種類を10種類に区分し、それぞれの所得ごとに所得金額の計算方法を定めています。所得の種類には以下のようなものがあります。

総合課税			
所得の種類		所得金額の計算方法（概要）	備考
利子所得	国外の銀行等に預けた預貯金の利子など	(収入金額)	源泉分離課税の適用を受けているものを除く
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (株式などを取得するための借入金の利子)	
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額) - (必要経費)	
事業所得	農業、商業など事業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)	
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額)	給与所得控除額は下の表を参照
譲渡所得	不動産及び株式等以外の資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)	*長期の譲渡所得は1/2が総合課税の対象 *株式等の譲渡所得は分離課税
一時所得	クイズの賞金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)	1/2が総合課税の対象
雑所得	他の所得にあてはまらないもの(公的年金、業務・その他)	公的年金…(公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額)	公的年金等控除額は下の表を参照
		業務・その他…(総収入金額) - (必要経費)	

主な所得の種類と計算方法

事業所得（営業等・農業）

収入－必要経費＝事業所得

収支内訳書が必要です。

<必要経費の例>

必要経費	給料・賃金	従業員（専従者除く）に支払った給与、賞与等の合計額
	外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃等
	減価償却費	建物、機械、車両等事業に必要な減価償却資産の耐用年数を基に算出した金額
	地代・家賃	事業用に土地や建物を賃借して支払った地代や家賃
	借入金利子	事業用資金の借入れ金の利子や受取手形の割引料など
	租税公課	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税、不動産取得税など
	荷造運賃	生産物の販売のために要した荷造費、包装費、運賃等
	水道光熱費	事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など
	旅費交通費	事業のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費
	通信費	事業のために使用した電話料や切手代、インターネット使用料等
	広告宣伝費	テレビ、ラジオ、新聞、チラシ等の広告費
	接待交際費	取引先を接待する際の茶菓子飲食代、中元・歳暮の費用
	損害保険料	店舗の火災保険料・自動車の損害保険料
	修繕費	事業用の建物、機械、器具等の修理費用
	消耗品等	事業のために使用した事務用品費やガソリン代等
	福利厚生費	従業員の衛生・保健などに支出した費用
雑費	上記のどれにも当てはまらない経費（空欄に記入可）	

不動産所得

収入－必要経費＝不動産所得

収支内訳書が必要です。

<必要経費の例>

必要経費	給料・賃金	事業専従者に支払ったものはこちらには記入しないでください
	減価償却費	建物、機械、車両等事業に必要な減価償却資産の耐用年数を基に算出した金額
	地代・家賃	土地や建物を賃借して支払った地代や家賃
	借入金利子	不動産用資金の借入れ金の利子や受取手形の割引料など
	租税公課	固定資産税、不動産取得税、印紙税等
	修繕費	不動産用の建物、機械、器具等の修理費用
	地主会会費	地主会に加入している際の会費
	雑費	上記のどれにも当てはまらない経費（空欄に記入可）

給与所得

給与収入－給与所得控除＝給与所得（以下表参照）

※源泉徴収票がない方は、勤務先から給与証明欄に証明をもらってください。

※勤務先が一定でない場合は、給与証明欄に日給及び勤務日数を記入してください。

※所得金額調整控除に該当する方は下記算式より計算してください。

給与所得計算表

収入金額	所得金額	
0円～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,000円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A) = 収入金額 ÷ 4 (千円未満切り捨て)	(A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		(A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

所得金額調整控除の計算

①に該当する場合記入。①または②に該当する場合、算出された金額を給与所得額から控除
なお、①および②の両方に適用がある場合は、①の控除後に②の金額を適用する

①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

対象者	要件	控除額
給与等の収入金額が 850万円を超える者	次のいずれかに該当 ・本人が特別障害者に該当する・年齢23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額※ - 850万) × 10% ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、 1,000万円

②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

対象者	要件	控除額
給与所得控除後の給与 等の金額(A)および公的 年金等に係る雑所得(B)	(A)と(B)の合計額が10万円を超える	(給与所得(A) + 年金等に係る雑所得(B)) - 10万円 ※控除限度額10万円

雑所得

(1) 公的年金等

収入－公的年金等控除＝雑所得（以下表参照）

65歳未満(昭和33年1月2日以後に生まれた方)

収入金額(A)	公的年金にかかる雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
130万円超～410万円以下	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
410万円超～770万円以下	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
770万円超～1,000万円以下	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円
1,000万円以下	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

65歳以上(昭和33年1月1日以前に生まれた方)

収入金額(A)	公的年金にかかる雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
330万円超～410万円以下	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
410万円超～770万円以下	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
770万円超～1,000万円以下	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円
1,000万円以下	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

(2) 業務（原稿料、講演料など）

収入－必要経費＝雑所得

業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を保存する必要があります。

必要経費	給料・賃金	従業員（専従者除く）に支払った給与、賞与等の合計額
	外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃等
	減価償却費	建物、機械、車両等事業に必要な減価償却資産の耐用年数を基に算出した金額
	地代・家賃	事業用に土地や建物を賃借して支払った地代や家賃
	借入金利子	事業用資金の借入れ金の利子や受取手形の割引料など
	租税公課	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税、不動産取得税など
	荷造運賃	生産物の販売のために要した荷造費、包装費、運賃等
	水道光熱費	事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など
	旅費交通費	事業のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費
	通信費	事業のために使用した電話料や切手代、インターネット使用料等
	広告宣伝費	テレビ、ラジオ、新聞、チラシ等の広告費
	接待交際費	取引先を接待する際の茶菓子飲食代、中元・歳暮の費用
	損害保険料	店舗の火災保険料・自動車の損害保険料
	修繕費	事業用の建物、機械、器具等の修理費用
	消耗品等	事業のために使用した事務用品費やガソリン代等
	福利厚生費	従業員の衛生・保健などに支出した費用
雑費	上記のどれにも当てはまらない経費（空欄に記入可）	

(3) その他（生命保険の年金（個人年金保険）など）

収入－必要経費＝雑所得